

町内会通信

■発行・編集：芽室町市街地町内会連合会

■発行責任者：会長 堂畑忠雄

■事務局：めむろ町民活動支援センター内 (☎62-0413)

第12回町内会活動研究大会の概要(第2回)

市街地町内会連合会副会長(弥生中央町町内会長) 喜多鉄也

研究大会の趣旨

○自主自立による地域づくりの中で、協働のまちづくりや住民主体の地域づくりへの取り組み、また、環境の面ではごみの減量、リサイクルを目指す質の高い分別収集、更に災害に備えた自主防災活動、子どもやお年寄りを犯罪から守る防犯・見まわり助け合いなど、地域課題は多種多様であり、とりわけ町内会活動に大きな期待が寄せられている。

こうした中で、誰もが住んでよかつたと思える安心安全な地域づくりを考えると共に、町内会活動の現状を明らかにし、今後のあり方を考えた。

5ブロックに分かれ、各町内会の実態について交流と協議が行われたが、今回は私が所属する東ブロックの内容(概要)を主として報告する。

○東ブロック 参加町内会 柏木町(4名)、東栄西(3名)、東栄東(1名)、弥生中央町(4名)、弥生西町(2名)、弥生北町(3名)、青葉西(2名)

司会者 田村 精悟、記録者 佐藤 三舟

①除雪サービス支援登録制度について

・民生児童委員に確認し状況を把握。役員会で協議した。

・民生児童委員と相談。民生委員と役員会を開催した。

②地域担当職員制度について

・花見や夏祭りに案内をした。要望1件(道路関係)

・花見で紹介し、挨拶してもらった。要望2件ですぐに対応してくれた。

・行事等に有効活用している。

③男女共同参画について

・副会長以上に女性を入れる規約改正をした。

・町内会はまさしく男性社会である。無理に女性を登用しなくてもいいのではないか。女性ならではの役割がある(民生児童委員の7割は女性である)。

④敬老会について

・町の補助がなくても敬老会は実施すべきである。

・補助がないのはおかしい。成人式は町で実施し、敬老会は町内会におろしたのに補助金を廃止するのは高齢者をないがしろにしている。町内会連合会で要望してはどうか。

・子どもと高齢者は大切にすべきである。町に要望する。

⑤防災関係について

・隣の町内会が昨年実施し、今年役員で見学した。来年から合同で実施したい。

・避難場所に指定されている福祉会館の耐震度は大丈夫か。町内会で食料などの備蓄を考えたいが、避難場所が倒壊しては無意味である。

◎このほか町内会の現状について、会員の高齢化が進んでいる問題や役員のなり手がいない、アパートの入居者の未加入が多いなどの問題が出された。また家族台帳の更新も必要であるとの課題も出された。

○西ブロック

各種役員の選出については、民生児童委員は12月に始まり、3年後の11月までの任期となっている。社会福祉協議会や連合会理事の選出をブロックでルール化する必要がある。

高齢化に伴い町内会の合併については、去年の西工町から話が出ていた。行政区全体の見直しを行っていく必要がある。行政としても行政区について考えてほしい。

○中央西ブロック

防災については、ブロック単位の取り組みが有効であると考え(防災図上訓練をブロック単位で取り組むことが必要)。

要支援については、町内会・民生児童委員・行政などが情報を共有できるようにすることが必要である。要支援者カード、要支援者マップづくりが必要である。

除雪については、町の助成に町内会が上乗せして負担している(西園町)。



●このコーナーは、町内会連合会理事が順番に担当します

ストップ・ザ 悪質商法

芽室消費生活相談室

めむろ一ど3階

TEL/FAX62-6556

こんな「問い合わせ」がありました!

消費生活相談室では「苦情」の相談のほか、日常生活で「こんな場合どうしたらいいの?」「こんなこと教えて」など情報提供依頼の「問い合わせ」も受けています。今年度は73件(12月末現在)の問い合わせがありその一部を紹介します。

問1 高齢の兄がキャッシュカードの紛失に気づき、金融機関に残高照会したところ全額引き落とされてしまいました。警察には被害届を提出しましたが、損害保険の対象になるでしょうか。キャッシュカードの暗証番号は自分の生年月日にしていました。

答 カード保険の内容については、各金融機関に確認する必要があります。預貯金保護法の補償内容では生年月日が暗証番号で、生年月日がわかる書類と一緒にしていた場合は、預金者の軽過失となり75%の補償にしかなりません。

問2 子供が部屋の壁にボールペンで落書きをしてしまいました。どのようにして落としたりきれいにできるでしょうか。

答 ボールペンの汚れは、時間が経つほど落としにくくなるので、早めに対処したほうが良いです。完全にきれいになる可能性は低いですが、下記の方法があります。
*エタノールを化粧用コットンにつけて軽くふく。
*湿らしたスポンジや歯ブラシにクリームクレンザーを含ませてこする。
*白いクロスであれば、塩素系の漂白剤を水で適度に薄めたものを歯ブラシにつけて軽くこする。
最後の手段としては、クロスの部分的な張替えや、同系色のペイントで上塗りする方法もあります。

問3 昨日、めがね店でブランドのフレームとレンズを78,000円で購入しましたが、高額に思えてきたので解約したい。クーリング・オフ(無条件解約)はできるでしょうか。

答 特定商取引法では、店舗購入はクーリング・オフの対象にはなりません。クーリング・オフは、はじめから購入意思があつて契約した場合は適用されません。突然の訪問販売や電話勧誘などで「不意打ち」に会つて契約した場合に限ります。店舗購入の解約は事業者と和解に向けて交渉することとなります。

問4 昨日、自分の携帯電話を紛失しました。電話会社には紛失届けをしましたがほかどこに連絡しておけばよいでしょうか。

答 最寄りの交番に紛失届を出しておく必要があります。不正使用された場合の電話料金や有料情報料金の支払い拒否の証拠になります。また、こうすることで早く見つかる可能性があります。